

「気持ち分かる」は禁句

534

犯罪被害者支援の手引

犯罪被害者支援に携わる専門職のグループが、自治体の相談窓口担当者用のマニュアルを作成した。窓口自体は大半の自治体が設けているものの、グループの調査では実際に相談を受けているケースは少なく担当者の対応経験も乏しい。都道府県に配り、「行政だからこそできる支援」の充実を促す。

社会福祉士や精神保健福祉士、保健師らが2014年に設立した「犯罪被害者等暮らし・支援検討会」(くらしえん、兵庫県西宮市)が、「はじめて担当になったあなたへ」と題してまとめた。

警察庁によると、自治体の相談窓口は16年4月現在、全ての都道府県と政令指定都市、一般市区町村の97%に設置されている。しかし、「くらしえん」が全

ての都道府県と市区町村を対象に調べたところ、回答した364自治体(回答率20%)のうち、15年4月〜16年2月に実際に相談を受けたのは18%だけだった。担当者の89%は他業務との兼務で対応経験が乏しかった。

犯罪被害に遭うと日常生活は一変し、収入が途絶えて生活保護の申請が必要になるなど、行政手続きは多い。「くらしえん」発起人の大岡由佳・武庫川女子大准教授(保健福祉学)は「被害者が自ら相談に赴くのは難しい。行政の積極的な関与が大事だ」と訴える。

同種のマニュアルとしては内閣府が08年にまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」がある。地域の実情に合わせてハンドブック作成を各自治体に促す内容だ。

兵庫の専門家ら 自治体担当者向け



犯罪被害者支援マニュアル「はじめて担当になったあなたへ」を手にもつて、自治体による支援充実を訴える大岡由佳・武庫川女子大准教授(神戸市中央区で)

新しいマニュアルは対応を初歩から説く。「お気持ちはよく分かる」など不安易に言ったり被害者を傷つけるといった注意事項をはじめ、被害者や遺族に起こる心身の変化や求められる支援などを詳しく掲載した。性犯罪やドメスティックバイオレンス(DV)被害など事例ごとの対応や、民間支援団体をはじめ関係機関との連携なども具体的に紹介している。当事者の声を多く載せるとともに、

コラムも交えて読みやすさにも工夫を凝らした。

今年4月には「第3次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、犯罪被害者に関する条例を整備した自治体は増えている。大岡准教授は「多くの職員に手に取ってもらい、支援体制を底上げしていきたい」と期待する。マニュアルは、くらしえんのホームページ(<http://kurashien.net>)からダウンロードできる。【井上卓也、写真も】